秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第三十三号

秋田県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県環境影響評価条例施行規則（平成十二年秋田県規則第百六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係） 事業の種類 / 事業内容 / 条例第二条第二項第一号の事業の規模の要件 / 条例第二条第二項第二号の事業の規模の要件 略 / 略 / 略 / 略 五　条例別表第五号に掲げる事業の種類 / イ　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第二項に規定する事業用電気工作物（以下「事業用電気工作物」という。）である水力発電所の設置の工事の事業 / 略 / 略 略 / 略 / 略 / 略 備考　略	別表第一（第三条関係） 事業の種類 / 事業内容 / 条例第二条第二項第一号の事業の規模の要件 / 条例第二条第二項第二号の事業の規模の要件 略 / 略 / 略 / 略 五　条例別表第五号に掲げる事業の種類 / イ　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条に規定する事業用電気工作物（以下「事業用電気工作物」という。）である水力発電所の設置の工事の事業 / 略 / 略 略 / 略 / 略 / 略 備考　略

附　則

この規則は、強靭かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。